

## 朝倉市電子入札試行実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、朝倉市が発注する工事又は製造その他の業務（以下「工事等」という。）の請負について電子入札システムにより行う入札の試行に関し、朝倉市契約に関する規則（平成18年朝倉市規則第51号。以下「規則」という。）等関係規程に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 市が行う入札に関する事務を電子情報によって処理する情報処理システムをいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムによる入札をいう。
- (3) 紙入札 紙媒体による入札をいう。
- (4) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）の規定により、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者（以下「認証局」という。）が発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。
- (5) 入札金額積算内訳書 入札金額の積算内訳（数量、単価及び金額）を明らかにしたもの（以下「内訳書」という。）をいう。
- (6) 電子くじ くじ番号を用いた演算式により、電子計算機で落札者等を決定するシステムをいう。
- (7) 入札情報公開システム 発注情報、入札結果に関する情報等をインターネット上に公開するシステムをいう。
- (8) ヘルプデスク 電子入札システムに関し、利用者からの利用方法、障害発生時の対処方法等の問合せに一括して対応するために設置する窓口をいう。

### (対象)

第3条 電子入札の対象は、市が発注する工事等の請負のうち、電子入札で行う旨を入札公告等で指定した案件（以下「電子入札案件」という。）とし、電子入札システムに案件登録を行うものとする。

2 当該電子入札案件が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条

の10の2第1項及び第2項の規定により落札者を決定する方式（以下「総合評価方式」という。）による場合は、「調達案件概要」の「条件」の欄に「本工事は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事である。」と記載する。

3 案件登録情報の内容に錯誤等が認められた場合には、登録情報の変更又は入札中止の処理を行う。

4 前項の規定により、登録情報の変更又は入札中止の処理を行う場合は、必要事項を入札参加者に通知する。

（運用時間）

第4条 電子入札システム及び入札情報公開システムの運用時間は、朝倉市の休日をも定める条例（平成18年朝倉市条例第2号）第1条第1項に定める市の休日（以下「休日」という。）を除き、次の時間帯とする。

（1） 電子入札システム

ア 朝倉市 午前8時30分から午後9時00分まで

イ 利用者 午前8時30分から午後8時00分まで

（2） 入札情報公開システム

ア 朝倉市 午前8時30分から午後9時00分まで

イ 利用者 午前6時00分から午後11時00分まで

2 ヘルプデスクの運用時間は、休日を除き、午前9時00分から午後5時30分までとする。ただし、正午から午後1時00分までを除く。

（電子入札システム利用者）

第5条 電子入札システムを利用することができる者は、朝倉市の競争入札参加有資格者名簿に登載されている入札参加有資格者に限るものとする。

2 特定建設工事共同企業体（以下この項において「特定JV」という。）を対象とする入札案件において電子入札システムにより入札を行う者は、特定JVの代表会社とする。

3 前2項の規定に基づかないものであっても、規則第22条第1項に規定する資格基準に適合する者は、電子入札システムを利用することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、一般競争入札において、第3条の電子入札案件とした場合の電子入札システムを利用することができる者は、その都度定めるものと

する。

(利用者登録)

第6条 電子入札を行う者は、電子入札システムに利用者登録を行わなければならない。

2 入札参加者は、代表者、会社の商号又は会社の住所の変更が生じた場合には、速やかに変更後のICカードを再取得し、再度の利用者登録を行わなければならない。

3 入札参加者は、電子入札システムに登録した企業情報、代表窓口情報及びICカード利用部署情報に変更が生じた場合は、当該変更内容の登録を行わなければならない。

(入札書等の取扱い)

第7条 電子入札案件については、原則として電子入札システムにより入札させるものとする。ただし、入札参加者から事前に紙入札方式参加届出書(様式第1号)が提出され、次の各号のいずれかに該当した場合に限り、紙入札での参加を認めるものとする。

(1) 住所、商号又は名称、代表者職氏名の変更によるICカードの再取得手続き中の場合

(2) ICカードの失効、閉塞(PIN番号の連続した入力ミス)、破損又は盗難による再発行手続き中の場合

(3) パソコン端末、通信回線等の障害で電子入札に対応できない場合、その他やむを得ない事情があると認められる場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認める場合

2 電子入札参加者は、公告で定める入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までに入札に必要な事項を入力し、電子入札システムにより入札書を提出するものとする。

3 電子入札参加者は、内訳書等の入札参加必要書類(次項において「入札参加必要書類」という。)の提出を求められた場合については、マイクロソフト社のワード若しくはエクセル又はアドビシステムズ社のアクロバット(PDF作成ツール)により作成し、電子入札システムにより提出しなければならない。ただし、市が他の作成ツールを指定する場合は、この限りでない。

- 4 紙入札業者は、紙入札用入札書（様式第2号）（以下「紙入札書」という。）及び入札参加必要書類を封入し、封筒表面に入札案件名および入札書在中、封筒裏面に業者名、住所、代表者職名、電話番号を記入し、入札公告等記載の入札書受付締切日（以下「締切日」という。）の午後5時00分までに、市の指定する宛先に到達するよう郵送（一般書留又は簡易書留の方法に限る）又は持参の方法により提出しなければならない。
- 5 紙入札業者は、紙入札書にあらかじめ電子くじを適用する場合のくじ入力番号（任意の3桁の数字）を記載するものとし、紙入札書にくじ入力番号の記載がない場合は、くじ入力番号は「000」として取り扱うものとする。
- 6 市は、第4項の規定による封筒に、受付をした日時を記入するものとする。
- 7 入札書提出後、入札を辞退する場合は、開札日時までに辞退届を電子入札システムにより提出するものとする。ただし、紙入札業者は、開札日時までに辞退届を市の指定する宛先に持参するものとする。辞退届を提出した後は、辞退届の撤回を行うことはできない。

（開札）

第8条 開札は、公告等に記載した開札予定日時後速やかに行うものとする。

- 2 紙入札をした者がいる場合は、市は、電子入札の開札前に事前に提出された紙入札書を開封し、当該業者名、記載された入札金額及びくじ入力番号を電子入札システムに登録するものとする。
- 3 第3条第2項に規定する方式を除き、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（最低制限価格未満で入札した者を除く。以下同じ。）を落札者とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者が2者以上ある場合は、電子くじにより落札者を決定するものとする。

（電子くじ）

第9条 前条第3項ただし書に規定する電子くじに利用される情報は、次に掲げるとおりとする。

- (1) くじ入力番号 入札書提出時に入力した3桁の数字
  - (2) 応札順序 入札書がシステムに到達した順序
- 2 紙入札業者の応札順序は電子入札による入札参加者の後とし、紙入札業者が複数ある場合は受付日時順とする。

3 前2項に基づく電子くじの手続を行わない場合には、別に市が指定する場所及び日時においてくじ引きにより決定する。

(入札執行回数)

第10条 電子入札において、入札執行回数は1回とする。ただし、予定価格を公表していない案件については、2回まで行うことができる。なお、2回の入札で落札しない場合は、2回目の最低価格の入札業者から見積書を1回提出させるものとする。

(入札の無効)

第11条 規則第14条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 同一案件において電子入札と紙入札とを二重にした場合

(2) 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、不正の目的をもってICカードを使用した場合

(障害時の対応)

第12条 市は、電子入札システムの障害、停電又は通信事業者に起因する通信障害及び認証局に起因する障害等やむを得ない事情により複数の入札参加者が電子入札を行うことが困難と判明した場合には、その原因及び復旧の見込み等を調査の上、受付締切日時及び開札予定日時の変更、延長又は紙入札への変更若しくは入札中止等必要な処置を講ずるものとし、必要事項を入札参加者に電子メール等で通知するとともに、市ホームページに当該事項を掲載するものとする。

(補則)

第13条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第7条第1項の規定にかかわらず、当分の間、同項各号に該当しない者が同項の規定による届出をしたときは、紙入札を認めるものとする。

## 附 則

この要領は、令和5年11月8日から施行する。